

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和8年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【評価対象事務全体の概要】 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している者に児童手当を支給する法定受託事務である。川崎市長は、児童手当法第7条及び第8条に基づき、児童手当・特例給付の審査、認定、支給等の事務を行う。なお、児童手当の受給者情報等を活用し、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するために実施する物価高対応子育て応援手当の支給に係る事務についても、併せて評価対象とする。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 児童手当法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び物価高対応子育て応援手当支給実施要綱に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 児童手当法第7条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)若しくは第2項の児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。)の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は応答に関する事務 児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 児童手当法第20条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の児童手当に係る寄付に関する事務 児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 児童手当法第28条(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 物価高対応子育て応援手当支給実施要綱第11条の公務員支給対象者等に対する支給の決定に関する事務 <p>【中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容】 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)</p>
③システムの名称	福祉総合情報システム(児童福祉システム)、システム連携基盤、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル、物価高対応子育て応援手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表の81の項、135の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項、107の項、160の項</p> <p>【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、125の項、141の項、161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
②所属長の役職名	児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所:〒210-8577 川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2674 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2674
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [10万人以上30万人未満]
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月28日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) ・番号法第9条第2項の条例	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月28日	II しいき値判断項目(対象人数)	30万人以上 平成27年8月20日時点	10万人以上30万人未満 平成28年3月25日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月28日	II しいき値判断項目(取扱者数)	500人未満 平成27年8月20日時点	500人未満 平成28年3月25日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月28日	III しいき値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ② 法令上の根拠)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号及び第2号)、75の項 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号及び第2号)、75の項 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	市民・こども局こども本部こども支援部こども家庭課	こども未来局こども支援部こども家庭課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	市民・こども局こども本部こども支援部こども家庭課 佐藤 佳哉	こども未来局こども支援部こども家庭課 須藤聖一	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	・市民・こども局こども本部こども支援部こども家庭課(省略) ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当)(以下省略)	・こども未来局こども支援部こども家庭課(省略) ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当)(省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先)	市民・こども局こども本部こども支援部こども家庭課(以下省略)	こども未来局こども支援部こども家庭課(以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成28年3月25日時点	平成28年6月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成28年3月25日時点	平成28年6月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ② 法令上の根拠)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号及び第2号)、75の項 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号、第2号及び第3号)、75の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第2第1号及び第2号) 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成28年6月1日時点	平成29年5月25日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成28年6月1日時点	平成29年5月25日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月27日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称)	新福祉総合情報システム(児童福祉システム)、システム連携基盤、中間サーバー	新福祉総合情報システム(児童福祉システム)、システム連携基盤、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月27日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月27日	Ⅱしきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成29年5月25日時点	平成30年3月27日時点	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月27日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成29年5月25日時点	平成30年3月27日時点	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	子ども未来局子ども支援部子ども家庭課 須藤聖一	子ども家庭課長	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成30年3月27日時点	平成31年1月10日時点	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成30年3月27日時点	平成31年1月10日時点	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	(なし)	(様式改訂に伴い、項目を追加)	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱしきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和元年6月28日時点	令和元年11月6日時点	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和元年6月28日時点	令和元年11月6日時点	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱしきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和元年11月6日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和元年11月6日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の74の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号、第2号及び第3号)、75の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条の2第1号及び第2号) 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、30の項、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2の74の項、75の項 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2の26の項、30の項、87の項、106の項	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月27日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(省略) 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 1 児童手当法第7条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))若しくは第2項の児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。))の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又は応答に関する事務 2 児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))の資料の提供等の求めに関する事務 (省略)	(省略) 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 1 児童手当法第7条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))若しくは第2項の児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。))の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 児童手当法第28条(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の資料の提供等の求めに関する事務 (省略)	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いくつかの時点の数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いくつかの時点の数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(省略) 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 1 児童手当法第7条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))若しくは第2項の児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。))の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	(省略) 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 1 児童手当法第7条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))若しくは第2項の児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。))の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 児童手当法第20条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。))の児童手当に係る寄付に関する事務	事前	
令和6年3月26日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの活用)	福祉総合情報システム(児童福祉システム)、システム連携基盤、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	福祉総合情報システム(児童福祉システム)、システム連携基盤、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	
令和6年3月26日	I 関連情報(2. 特定個人情報ファイル名)	児童手当ファイル	児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	こども家庭課長	児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	I 関連情報(8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月30日	II しきい値判断項目(2. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	庁内において特定個人情報に関する重大事故が発生したことに伴い、しきい値判断を行うため。
令和6年8月30日	III しきい値判断結果(2. 重大事故)	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	庁内において特定個人情報に関する重大事故が発生したことに伴い、しきい値判断を行うため。
令和6年8月30日	IV リスク対策(1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類)	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	庁内において特定個人情報に関する重大事故が発生したことに伴い、しきい値判断を行うため。
令和7年3月27日	I 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2の74の項、75の項 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第2の26の項、30の項、87の項、106の項	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項、107の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、125の項、141の項、161の項	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いくつかの時点の計数か	2022/4/1	2024/6/1	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II しきい値判断項目 2 取扱人数 いくつかの時点の計数か	2022/4/1	2024/6/1	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	IV リスク対策 9 監査 実施の有無	自己点検 内部監査 外部監査	自己点検 外部監査	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更または当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和7年3月27日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業	[]	[十分である]	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	右記を記載	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	表紙	川崎市長	神奈川県川崎市長	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2674 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所: 〒210-8577 川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2674 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(省略) 【中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容】 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)	(省略) 【中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容】 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点での集計か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II しきい値判断項目1. 取扱者数 いくつかの時点での計数か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II しきい値判断項目3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	IVリスク対策1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年2月13日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【評価対象事務全体の概要】 (略) 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 (略)	【評価対象事務全体の概要】 (略) なお、児童手当の受給者情報等を活用し、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するために実施する物価高対応子育て応援手当の支給に係る事務についても、併せて評価対象とする。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 児童手当法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び物価高対応子育て応援手当支給実施要綱に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 (略) 8 物価高対応子育て応援手当支給実施要綱第11条の公務員支給対象者等に対する支給の決定に関する事務 (略)	事前	
令和8年2月13日	I 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表の81の項、135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事前	
令和8年2月13日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項、107の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、125の項、141の項、161の項	【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項、107の項、160の項 【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、125の項、141の項、161の項	事前	
令和8年2月13日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点での集計か	令和7年6月1日時点	令和8年1月1日時点	事前	
令和8年2月13日	IIしきい値判断項目1. 取扱者数 いくつかの時点での計数か	令和7年6月1日時点	令和8年1月1日時点	事前	